

保護者の皆様
地域の皆様

山形市立東沢小学校長

令和6年度 学校における熱中症対策について

日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。このたび、山形市教育委員会「学校における熱中症対策ガイドライン」が策定されました。これを受けて、本校では以下の通り熱中症対策をすすめてまいります。子どもたちが安全に活動できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

1 暑さ指数の測定と活動について

- (1) 活動にあたっては山一中に設置された構成の気象 IoT センサー「ソラテナ Pro」を参考に
にするが、30分に一度、定期的に暑さ指数（WBGT）を測定する。
- (2) 気温35℃以上 または WBGT 31℃以上 になる場合は、屋外活動や運動活動を原則
として行わない。
- (3) 前日に熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートが発表された場合は、保護者に翌
日の暑さ対策を連絡する。特に、熱中症特別警戒アラート発表時は休校を含めた対応を検
討する。
- (4) 活動前・中・後の健康観察と、活動後のクーリングダウンを行う。
- (5) 下校前の体調を確認し、気象状況等を踏まえ必要であれば保護者等に送迎を依頼する。

2 熱中症の症状への対応について

- (1) 熱中症の疑いのある症状が少しでも見られた場合は、可能な限り早期に経口補水液等で
水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送など適切な対応を行う。

3 学校運営及び教育課程について

- (1) 各種活動の判断基準や体調不良児童への対応は「山形市教育委員会 学校における熱中
症対策ガイドライン」に則ることとする。
- (2) 学校が主催する行事や授業は延期や見直しなど柔軟に対応する。

4 児童への指導（日常的に繰り返し指導する）

- (1) 衣服の調整、体調確認、運動時のこまめな水分補給と休憩などの自己管理と互いに声を
かけあうこと、体調不良の場合はためらうことなく教職員に申し出させる。
- (2) 通学路内のクーリングシェルター（東沢地区では東沢コミュニティセンター）の適切な
活用を促す。
- (3) 児童のマスク着用にあたっては熱中症事故の防止に留意する。
- (4) 熱中症予防のための飲料や塩分タブレットは保護者の判断で持参させるが、糖分過多等
にならないよう適切に摂取させる。